

改正後（新）			改正前（旧）		
沖縄県居宅介護従業者等養成研修事業実施要綱			沖縄県居宅介護従業者等養成研修事業実施要綱		
第1条・第2条（略）			第1条・第2条（略）		
（研修課程及び受講対象者）			（研修課程及び受講対象者）		
第3条 事業に係る研修課程及び受講対象者は、次のとおりとする。			第3条 事業に係る研修課程及び受講対象者は、次のとおりとする。		
課 程	研修時間	受講対象者	課 程	研修時間	受講対象者
1 級課程	230 時間	2 級課程（訪問介護員養成研修を含む。）を修了後、介護業務に1年以上従事した経験がある者（1年以上の就労期間があり、年間180日以上勤務している者とする。）であって、居宅介護事業等に従事する者又は従事することを希望する者	1 級課程	230 時間	2 級課程（訪問介護員養成研修を含む。）を修了後、介護業務に1年以上従事した経験がある者（1年以上の就労期間があり、年間180日以上勤務している者とする。）であって、居宅介護事業等に従事する者又は従事することを希望する者
2 級課程	132 時間	居宅介護事業等に従事する者又は従事することを希望する者	2 級課程	132 時間	居宅介護事業等に従事する者又は従事することを希望する者
3 級課程	50 時間	居宅介護従業者等の基礎として受講を希望する者	3 級課程	50 時間	居宅介護従業者等の基礎として受講を希望する者
継続養成研修課程	設定された時間数	1 級課程（訪問介護養成研修を含む。）修了者	継続養成研修課程	設定された時間数	1 級課程（訪問介護養成研修を含む。）修了者
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	10 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望する者	重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	10 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望する者
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	10 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望し、基礎課程を修了した者。ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。	重度訪問介護従業者養成研修追加課程	10 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望し、基礎課程を修了した者。ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。
同行援護従業者養成研修一般課程	20 時間	同行援護事業に従事する者又は従事することを希望する者			

同行援護従業者養成研修応用課程	12 時間	同行援護事業に従事する者又は従事することを希望し、一般課程を修了した者。ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。
行動援護従業者養成研修課程	20 時間	行動援護事業に従事する者又は従事することを希望する者
視覚障害者移動支援従業者養成研修課程	12 時間	1 級、2 級、3 級課程（訪問介護員養成研修を含む。）、若しくは介護職員基礎研修修了者又は修了予定者及び介護福祉士であって、身体障害者に対するサービス技術の向上を図ることを希望する者
全身性障害者移動支援従業者養成研修課程	10 時間	1 級、2 級、3 級課程（訪問介護員養成研修を含む。）、若しくは介護職員基礎研修修了者又は修了予定者及び介護福祉士であって、身体障害者に対するサービス技術の向上を図ることを希望する者

第 4 条・第 5 条 （略）

（研修修了期限）

第 6 条 各研修課程の修了期限は、次のとおりとする。

- (1) 1 級課程については、原則として 1 年以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2 年以内とする。
- (2) 2 級課程については、原則として 8 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、1 年 6 か月以内とする。
- (3) 3 級課程については、原則として 4 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、8 か月以内とする。
- (4) 継続養成研修課程については、原則として 3 か月以内に修了すること。
- (5) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程については、原則として 1 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2 か月以内とする。
- (6) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程については、原則として 1 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2 か月以内とする。
また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として 2 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4 か月以内とする。
- (7) 同行援護従業者養成研修一般課程については、原則として 2 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4 か月以内とする。
- (8) 同行援護従業者養成研修応用課程については、原則として 1 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2 か月以内とする。
また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として 3 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、6 か月以内とする。
- (9) 行動援護従事者養成研修課程については、原則として 2 か月以内に修了すること。

行動援護従業者養成研修課程	20 時間	行動援護事業に従事する者又は従事することを希望する者
視覚障害者移動支援従業者養成研修課程	12 時間	1 級、2 級、3 級課程（訪問介護員養成研修を含む。）、若しくは介護職員基礎研修修了者又は修了予定者及び介護福祉士であって、身体障害者に対するサービス技術の向上を図ることを希望する者
全身性障害者移動支援従業者養成研修課程	10 時間	1 級、2 級、3 級課程（訪問介護員養成研修を含む。）、若しくは介護職員基礎研修修了者又は修了予定者及び介護福祉士であって、身体障害者に対するサービス技術の向上を図ることを希望する者

第 4 条・第 5 条 （略）

（研修修了期限）

第 6 条 各研修課程の修了期限は、次のとおりとする。

- (1) 1 級課程については、原則として 1 年以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2 年以内とする。
- (2) 2 級課程については、原則として 8 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、1 年 6 か月以内とする。
- (3) 3 級課程については、原則として 4 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、8 か月以内とする。
- (4) 継続養成研修課程については、原則として 3 か月以内に修了すること。
- (5) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程については、原則として 1 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2 か月以内とする。
- (6) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程については、原則として 1 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2 か月以内とする。
また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として 2 か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4 か月以内とする。
- (7) 行動援護従事者養成研修課程については、原則として 2 か月以内に修了すること。

ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(10) 視覚障害者移動支援従業者養成研修課程については、原則として2か月以内で修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(11) 全身性障害者移動支援従業者養成研修課程については、原則として2か月以内で修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(修了認定)

第7条 研修実施者は、研修カリキュラムをすべて履修した者に対して修了の認定を行い、修了者に対して修了証明書及び修了証明書(携帯用)(様式第2号)を交付するものとする。

(修了証明書再発行の取扱い)

第8条 修了証明書再発行の取扱いについては、別紙2に定めるとおりとする。

(修了者名簿の管理)

第9条 研修実施者は、研修修了者について修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、住所及び電話番号を記載した修了者名簿を作成し、管理するものとする。

2 次条の規定により知事の指定を受けた研修事業者は、研修終了後、知事に修了者名簿を提出しなければならない。

3 知事は、前項により提出された修了者名簿を適正に管理するものとする。

(研修事業者等の指定)

第10条 知事は、県内において、社会福祉法人、学校法人、その他法人が行う類似の研修事業のうち、別に定める要件を満たすものを、法人からの申請に基づき研修事業者を指定し、当該研修事業者が行う研修事業を指定研修として指定することができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、居宅介護従業者等養成研修事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月17日から施行する。

2 沖縄県障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱(平成14年制定)、沖縄県ガイドヘルパー養成研修実施要綱(平成11年制定)及び沖縄県重度訪問介護従事者養成研修実施要綱(平成18年制定)は、廃止する。

3 廃止前の沖縄県障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱(平成14年制定)、沖縄県ガイドヘルパー養成研修実施要綱(平成11年制定)及び沖縄県重度訪問介護従事者養成研修実施要綱(平成18年制定)により、実施された研修事業を修了した者であって、修了した旨の証明書の交付を受けた者については、本要綱に規定するそれぞれの該当研修を修了した者とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(要綱第4条関係)

沖縄県居宅介護従業者等養成研修カリキュラム

【1級課程】～【3級課程】 (略)

【継続養成研修課程】

1 課程の趣旨及び内容

1級課程修了者の資質の維持、向上のために実施する研修とし、次表のIからIVのいずれかの内容のとおり行うものとする。

ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(8) 視覚障害者移動支援従業者養成研修課程については、原則として2か月以内で修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(9) 全身性障害者移動支援従業者養成研修課程については、原則として2か月以内で修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(修了認定)

第7条 研修実施者は、研修カリキュラムをすべて履修した者に対して修了の認定を行い、修了者に対して修了証明書及び修了証明書(携帯用)(第2号様式)を交付するものとする。

(修了者名簿の管理)

第8条 研修実施者は、研修修了者について修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、住所及び電話番号を記載した修了者名簿を作成し、管理するものとする。

2 次条の規定により知事の指定を受けた研修事業者は、研修終了後、知事に修了者名簿を提出しなければならない。

3 知事は、前項により提出された修了者名簿を適正に管理するものとする。

(研修事業者等の指定)

第9条 知事は、県内において、社会福祉法人、学校法人、その他法人が行う類似の研修事業のうち、別に定める要件を満たすものを、法人からの申請に基づき研修事業者を指定し、当該研修事業者が行う研修事業を指定研修として指定することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、居宅介護従業者等養成研修事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月17日から施行する。

2 沖縄県障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱(平成14年制定)、沖縄県ガイドヘルパー養成研修実施要綱(平成11年制定)及び沖縄県重度訪問介護従事者養成研修実施要綱(平成18年制定)は、廃止する。

3 廃止前の沖縄県障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱(平成14年制定)、沖縄県ガイドヘルパー養成研修実施要綱(平成11年制定)及び沖縄県重度訪問介護従事者養成研修実施要綱(平成18年制定)により、実施された研修事業を修了した者であって、修了した旨の証明書の交付を受けた者については、本要綱に規定するそれぞれの該当研修を修了した者とみなす。

別表第1(要綱第4条関係)

沖縄県居宅介護従業者等養成研修カリキュラム

【1級課程】～【3級課程】 (略)

【継続養成研修課程】

1 課程の趣旨及び内容

1級課程課程修了者の資質の維持、向上のために実施される研修とし、次表のIからIVのいずれかのプログラムにより実施されるものとする。

2 研修内容 (略)

【重度訪問介護従業者養成研修基礎課程】

1 課程の趣旨及び内容

重度訪問介護事業に従事する者の基本研修課程とし、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する居宅における入浴、排せつ又は食事等の介護その他の便宜及び外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容 (略)

【重度訪問介護従業者養成研修追加課程】

1 課程の趣旨及び内容

基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容 (略)

【同行援護従事者養成研修一般課程】

1 課程の趣旨及び内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳	備考
1 講義	12		
視覚障害者（児）福祉サービス	1		
同行援護の制度と従業者の業務	2		
障害・疾病の理解①	2		
障害者（児）の心理①	1		
情報支援と情報提供	2		
代筆・代読の基礎知識	2		

2 研修内容 (略)

【重度訪問介護従業者養成研修基礎課程】

1 課程の趣旨及び内容

重度訪問介護事業に従事する者の基本研修課程とし、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に対する居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜及び外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うこととする。

2 研修内容 (略)

【重度訪問介護従業者養成研修追加課程】

1 課程の趣旨及び内容

基礎研修課程の付加的な研修とし、緊急時の対応など特に重度の障害者に対して重度訪問介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容 (略)

同行援護の基礎知識	2	
2 演習	8	
基本技能	4	
応用技能	4	
合計	20	

【同行援護従事者養成研修応用課程】

1 課程の趣旨及び内容

一般課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳	備考
1 講義	2		
障害・疾病の理解②	1		
障害者（児）の心理②	1		
2 演習	10		
場面別基本技能	3		
場面別応用技能	3		
交通機関の利用	4		
合計	12		

【行動援護従業者養成研修課程】

1 課程の趣旨及び内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介

【行動援護従事者養成研修課程】

1 課程の趣旨及び内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を

護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の便宜に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容 (略)

【視覚障害者移動支援従業者養成研修課程】 (略)

【全身性障害者移動支援従業者養成研修課程】 (略)

別表第2 (要綱第5条関係)

「保有する資格等により免除できる科目について」

1 居宅介護従業者養成研修3級課程修了者が、2級課程を受講する場合 (略)

2 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が、3級課程を受講する場合

(1) 講義

- ・居宅介護に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。

3 重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者が、3級課程を受講する場合

(1) 講義

- ・居宅介護に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの。
- ・医学等の関連する領域の基礎知識(5時間)のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの。

4 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が、3級課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義(4時間)のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。
- ・障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、視覚障害に関するもの。
- ・医学等の関連する領域の基礎知識(5時間)のうち、視覚障害に関するもの。

5 行動援護従業者養成研修課程修了者が、3級課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義(4時間)のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。

要するものに対する行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の便宜に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容 (略)

【視覚障害者移動支援従業者養成研修課程】 (略)

【全身性障害者移動支援従業者養成研修課程】 (略)

別表第2 (要綱第5条関係)

「保有する資格等により免除できる科目について」

1 居宅介護従業者養成研修3級課程修了者が、2級課程を受講する場合 (略)

2 基礎研修課程修了者が、3級課程を受講する場合

(1) 講義

- ・居宅介護に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。

3 追加研修課程修了者が、3級課程を受講する場合

(1) 講義

- ・居宅介護に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの。
- ・医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義(5時間)のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの。

4 行動援護従業者養成研修課程修了者が、3級課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義(4時間)のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービスに関するもの。
- ・障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、知的障害者及び精神

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの。 ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義。 	<p>障害者の疾病及び障害等に関するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義。
<p>6 廃止前の沖縄県ガイドヘルパー養成研修実施要綱に基づく重度視覚障害者研修課程修了者が、3級課程を受講する場合</p> <p>(1) 講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義のうち、障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間） ・居宅介護に関する講義（3時間） ・障害者及び高齢者の疾病及び障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの。 ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義。 	<p>5 廃止前の沖縄県ガイドヘルパー養成研修実施要綱に基づく重度視覚障害者研修課程修了者が、3級課程を受講する場合</p> <p>(1) 講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義のうち、障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間） ・居宅介護に関する講義（3時間） ・障害者及び高齢者の疾病及び障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの。 ・基礎的な介護技術に関する講義のうち、基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義。
<p>7 廃止前の沖縄県ガイドヘルパー養成研修実施要綱に基づく重度脳性まひ者等全身性障害者移研修課程等修了者が、3級課程を受講する場合</p> <p>(1) 講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義のうち、障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間） ・居宅介護に関する講義（3時間） ・障害者及び高齢者の疾病及び障害等に関する講義のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの。 ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義。 	<p>6 廃止前の沖縄県ガイドヘルパー養成研修実施要綱に基づく重度脳性まひ者等全身性障害者移研修課程等修了者が、3級課程を受講する場合</p> <p>(1) 講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義のうち、（障害者福祉の制度とサービス（2時間） ・居宅介護に関する講義（3時間） ・障害者及び高齢者の疾病及び障害等に関する講義のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの。 ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義。
<p>8 視覚障害者移動支援従事者養成研修課程修了者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合</p> <p>(1) 講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者（児）福祉サービス（1時間） <p>(2) 演習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本技能（4時間） 	
<p>9 視覚障害者移動支援従事者養成研修課程修了者若しくは修了予定者が全身性障害者移動支援従業者養成研修課程を受講する場合又は全身性障害者移動支援従業者養成研修課程修了者若しくは修了予定者が視覚障害者移動支援従事者養成研修課程を受講する場合</p> <p>(1) 講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドヘルパーの制度と業務（1時間） 	<p>7 視覚障害者移動支援従事者養成研修課程修了者、修了予定者が全身性障害者移動支援従業者養成研修課程を受講する場合若しくは、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程修了者、修了予定者が視覚障害者移動支援従事者養成研修課程を受講する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドヘルパーの制度と業務（1時間）
<p>10 看護師等の資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を有するものについては、所定の手続きをふまえた上で、居宅介護従業者養成研修（1級課程）の全課程・全時間を免除す 	<p>8 看護師等の資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を有するものについては、所定の手続きをふまえた上で、居宅介護従事者養成研修1級課程の全課程・全時間を免除する。その手続

る。その手続きは、別紙1「看護師等の資格を有する者の居宅介護従業者養成研修（1級課程）受講免除の取扱いについて」に定めるとおりとする。

別紙1

看護師等の資格を有する者の居宅介護従業者養成研修
（1級課程）受講免除の取扱いについて

保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）については、一定の職場研修を受講した場合に居宅介護従業者養成研修（1級課程）の全課程・全時間を免除する。沖縄県におけるその取扱いについて下記のとおり定める。

記

1. 対象者等

- (1) 看護師等の資格を持ち、障害者自立支援法等で規定する居宅介護従業者養成研修の1級課程又は介護保険法等で規定する訪問介護員養成研修1級課程を修了していない者で、居宅介護事業所及び基準該当居宅介護事業所等（以下「事業所」という。）に、従業者として採用され、居宅介護業務に従事する予定の者。
- (2) 看護師等の資格を有する者を居宅介護従業者等として採用する場合は、居宅介護従業者等として雇用するのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話を行うものでないこと。

2. 職場研修（略）

3. 免除申請等

- (1) 事業主は、上記1の対象者に対して居宅介護従業者養成研修1級課程受講免除のため職場研修を行う場合、事前に研修計画の内容等を職場研修実施計画書（参考1、参考2、参考3）により、県に届け出るものとする。
- (2) 県は、上記（1）に基づく研修計画の内容が適切でないときは、計画の内容について適切な内容となるような事業主を指導することができるものとする。
- (3) 事業主は、職場研修を終了後、ただちに職場研修実績報告書（参考4、参考5）を作成するものとする。
- (4) 職場研修の全てを受講した看護師等は、居宅介護従業者養成研修1級課程修了証明書交付申請書（様式第1-3号）を県知事に申請するものとする。
- (5) 県は、職場研修実績報告書等により、職場研修の実施が確認された場合、上記（4）の交付申請者に、修了証明書を交付するものとする。
- (6) 県は、事業主による職場研修を実地に確認することができるものとする。

別紙1-2

職場研修の内容

きは、別紙1「看護師等の資格を有する者の居宅介護従事者養成研修1級課程の免除の取扱いについて」による。

別紙1

看護師等の資格を有するものの居宅介護従事者養成研修
（1級課程）受講免除の取扱いについて

保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）については、一定の職場研修を受講した場合に居宅介護従業者養成研修（1級課程）の全課程・全時間を免除する。沖縄県におけるその取扱いについて下記のとおり定める。

記

1. 対象者等

- (1) 看護師等の資格を持ち、障害者自立支援法等で規定する居宅介護従事者養成研修の1級課程又は、介護保険法等で規定する訪問介護員養成研修1級課程を修了していない者で、居宅介護事業所及び基準該当居宅介護事業所等（以下「事業所」という。）に、従業者として採用され、居宅介護業務に従事する予定の者。
- (2) 看護師等の資格を有する者を居宅介護従事者等として採用する場合は、居宅介護従事者等として雇用するのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話を行うものでないこと。

2. 職場研修（略）

3. 免除申請等

- (1) 事業主は、上記1の対象者に対して居宅介護従業者養成研修1級課程受講免除のため職場研修を行う場合、研修計画の内容等を事前に職場研修実施計画書（参考1、参考2、参考3）により、県に届け出るものとする。
- (2) 県は、上記（1）に基づく研修計画の内容が適切でないときは、計画の内容について適切な内容となるような事業主を指導することができるものとする。
- (3) 事業主は、職場研修を終了後、ただちに職場研修実績報告書（参考4、参考5）を作成するものとする。
- (4) 職場研修の全てを受講した看護師等は、居宅介護従事者養成研修1級課程修了証明書交付申請書（様式第1-3号）を県知事に申請するものとする。
- (5) 県は、職場研修実績報告書等により、職場研修の実施が確認された場合、上記（4）の交付申請者に、修了証明書を交付するものとする。
- (6) 県は、事業主による職場研修を実地に確認することができるものとする。

別紙1-2

職場研修の時間数

	科目名	時間数
1	高齢者福祉の制度とサービス	4
2	障害者（児）福祉の制度とサービス	4
3	社会保障制度	3
4	高齢者保健福祉の動向	3
5	障害者（児）福祉の動向	3
	合 計	17

参考 1

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

事業所名：
 代表者名：
 住 所：
 T E L：
 F A X：

看護師等の資格を有する者の居宅介護従業者養成研修受講免除に係る
 職場研修実施計画について

みだしについて、看護師等の資格を有する者の居宅介護従事者養成研修1級課程の受講を免除し、居宅介護業務に就かせるため、別紙（職場研修実施計画書）のとおり届け出ます。

参考 2

職場研修実施計画書（その1）

採用(予定)年月日	年 月 日採用(予定)	看護師等従事年数	年

	科目名	時間数
1	高齢者福祉の制度とサービス	4時間
2	障害者（児）福祉の制度とサービス	4時間
3	社会保障制度	3時間
4	高齢者保健福祉の動向	3時間
5	障害者（児）福祉の動向	3時間
		17時間

参考 1

平成 年 月 日

沖縄県知事

事業所名：
 代表者名：
 住 所：
 T E L：
 F A X：

看護師等の資格を有する者の居宅介護従業者養成研修受講免除に係る
 職場研修実施計画について

みだしについて、看護師等の資格を有する者の居宅介護従事者養成研修1級課程の受講を免除し、居宅介護業務に就かせるため、別紙（職場研修実施計画書）のとおり届け出ます。

参考 2

職場研修実施計画書（その1）

採用(予定)年月日	年 月 日採用(予定)	看護師等従事年数	年

受講者氏名等	氏 名	印	男・女
	生年月日	年	月 日
	受講者住所 〒		
	電話番号	-	-

受講者氏名等	氏 名	印	男・女
	生年月日	年	月 日
	受講者住所 〒		
	電話番号	-	-

過去の研修修了状況（看護師免許等）及びその他の資格

取得資格等	修了年月日	証書番号	発行者名	主な実習先

過去の研修修了状況（看護師免許等）及びその他の資格

取得資格等	修了年月日	証書番号	発行者名	主な実習先

参考3 (略)

参考4

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

事業所名：
 代表者名：
 住 所：
 T E L：
 F A X：

参考3 (略)

看護師等の資格を有する者の居宅介護従業者養成研修受講免除に係る
職場研修実績報告について

みだしについて、別紙（職場研修実績報告書）のとおり研修を実施しましたので、報告
します。

参考5

職場研修実績報告書

事業所名：
受講者氏名：

<u>研修実施日時・場所</u>	<u>科目等</u>	<u>出欠</u>	<u>備考</u>
<u>年 月 日 ()</u> <u>時から 時までの</u> <u>(時間)</u> <u>・実施場所</u> <u>()</u>	<u>科目名 ()</u> <u>講師</u> <u>役職等 ()</u> <u>氏 名 ()</u> <u>資格等 ()</u>		
<u>年 月 日 ()</u> <u>時から 時までの</u> <u>(時間)</u> <u>・実施場所</u> <u>()</u>	<u>科目名 ()</u> <u>講師</u> <u>役職等 ()</u> <u>氏 名 ()</u> <u>資格等 ()</u>		

年 月 日 ()	科目名 ()		
時から 時までの (時間)	講師 役職等 ()		
・実施場所 ()	氏 名 () 資格等 ()		
年 月 日 ()	科目名 ()		
時から 時までの (時間)	講師 役職等 ()		
・実施場所 ()	氏 名 () 資格等 ()		
年 月 日 ()	科目名 ()		
時から 時までの (時間)	講師 役職等 ()		
・実施場所 ()	氏 名 () 資格等 ()		

※出欠欄には、受講者が研修に出席した場合は受講者の署名又は押印を徴し、研修を欠席した場合は、欠と記載すること。

※受講者が研修を欠席した場合は、補習等を行い、その状況を備考欄に記載すること。

※職場研修実施計画書から講師の変更があった場合は、当該変更後の講師の資格証等を添付すること。

別紙 2

修了証明書再発行の取扱い

1 修了証明書の性格は次のとおりである。

(1) 修了証明書は、研修課程を「修了」したことを証明するものであることから、学校の卒業証書と同様の性格を有するものである。したがって、通常の免許証とは性格が異なる。

(2) 修了証明書は、修了時点の事実に基づきその内容を証明するものであるので、修了

時に限り発行するものである。

2. 1で示した修了証明書の性格をふまえ、修了者から再発行の依頼があった場合は、修了者名簿により修了者であるか十分確認したうえで、次のとおり対応するものとする。

(1) 紛失した場合

原則として、実物と同一の証明書に代え、氏名、生年月日、修了証明書番号及び修了年月日を記載した文書（参考1又は参考2）を発行し、修了した旨の事実を証明することとする。

これは、学校の卒業証書の場合、紛失しても実物と同一の証書を再発行せず、証書に代えて文書で卒業した旨を証明するのと同様の取扱いである。

なお、事業者の判断により、実物と同一様式で再発行することも可能とする。ただし、次の点に注意すること。

ア 修了年月日と再発行年月日を必ず併記し、再発行の証明書であることを明示する。

イ 再発行日等を、該当者が掲載されている修了者名簿に記録する。

ウ 当初発行の証明書が発見された場合には、直ちに返還させるものとする。

修了証明書の再発行を希望する者は、研修修了証明書再発行申請書（参考3）により研修実施者あて申請すること。

(2) 氏名の変更の場合

氏名の変更による再発行は行わないものとする。これは、修了証明書が修了時点の事実に基づく内容を証明していることから、修了時点と異なる現在の氏名により再度証明することは適切ではないためであり、学校を卒業後、氏名が変更されたことにより、卒業証書を変更後の氏名で再発行することがないのと同様の取扱いである。

ただし、事業者の判断により、発行済みの証明書に変更後の氏名を裏書きする（裏面に特記事項として書き込む）ことは差し支えない。

なお、氏名を変更した者から紛失による再発行の依頼があった場合は、修了時点の氏名（変更前の氏名）により再発行するものとする。すでに記述したように、修了した時点の事実に基づく証明書であるので、修了時点の事実と異なる現在の氏名で証明することは適切ではないためである。

参考 1

再発行修了証明書

（A 4 縦）

(別記) 修了証明書

次の者について、指定居宅介護等に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)に規定する研修の(別記)を修了したことを証明する。

氏名

生年月日

修了証明書番号

修了年月日

発行年月日

研修実施者名

代表者名

印

(別記)

- ・ 1 級課程
- ・ 2 級課程
- ・ 3 級課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程
- ・ 同行援護従業者養成研修一般課程
- ・ 同行援護従業者養成研修応用課程
- ・ 行動援護従業者養成研修課程

参考 2

再発行修了証明書

(A 4 縦)

(別記) 修了証明書

次の者について、沖縄県居宅介護従業者等養成研修実施要綱に定める（別記1）課程を修了したことを証明する。

なお、この研修は、指定居宅介護等に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第13号に掲げる研修の（別記2）課程に相当する研修である。

氏 名

生年月日

修了証明書番号

修了年月日

発行年月日

研修実施者名

代表者名

印

(別記1)

- ・視覚障害者移動支援従業者養成研修
- ・全身性障害者移動支援従業者養成研修

(別記2)

- ・視覚障害者外出介護従業者養成研修
- ・全身性障害者外出介護従業者養成研修

参考3

研修修了証明書再発行申請書

平成 年 月 日

(居宅介護従業者等養成研修実施者) 様

氏名 _____ 印
住所 _____

生年月日 _____
連絡先 _____

沖縄県居宅介護従業者等養成研修実施要綱第8条の規定に基づき、下記研修の終了証明書再発行を申請します。

記

<u>研修の名称及び課程</u>	<u>課程</u>
<u>修了年月日</u>	
<u>修了証明書番号</u>	
<u>研修実施機関名</u>	
<u>発行者名</u>	

再発行理由

様式第1号（要綱第5条関係）

居宅介護従業者等養成研修科目免除申請書

平成 年 月 日

（居宅介護従業者等養成研修実施者）様

氏名 印

住所 〒

生年月日

沖縄県居宅介護従業者等養成研修実施要綱第5条第2項の規定に基づき、居宅介護従業者等養成研修科目の免除を申請します。

記

研修の名称及び課程

課程

様式第1号（第5条関係）

居宅介護従業者等養成研修科目免除申請書

年 月 日

（居宅介護従業者等養成研修実施者）様

氏名 印

住所 〒

生年月日

沖縄県居宅介護従業者等養成研修実施要綱第5条第2項の規定により、居宅介護従業者等養成研修科目の免除を申請します。

記

研修の名称及び課程

課程

科目免除事由	
--------	--

※必要に応じて、資格証明書の写し及び実務経験証明書を添付すること。

様式第1-2号（要綱第5条関係）（略）

【記入方法】

- 1 「氏名」：証明を受ける者の氏名を記入すること。
- 2 「住所」：証明を受ける者の住所を記入すること。
- 3 「電話番号」：証明を受ける者について記入すること。
- 4 「事業所名称」：証明を受ける者の勤務先事業所の名称を記入すること。
- 5 「事業所番号」：上記事業所の事業所番号を記入すること。
- 6 「雇用形態」：上記事業所との雇用形態を「常勤・非常勤・登録」のいずれかに○印をすること。
 - 「常勤」とは…定期的に雇用され、かつ当該事業所において定められている常勤としての勤務時間数（週32時間以上）での雇用を指します。
 - 「非常勤」とは…定期的に雇用され、かつ当該事業所において定められている常勤としての勤務時間数未満での雇用を指します。
 - 「登録」とは…不定期に1日単位又は1時間単位等での雇用を指します。
 - ※同一事業所での雇用形態が途中で変更した場合（非常勤から常勤に雇用形態が変更した等）、雇用形態により複数枚に分けて証明書を作成すること。
- 7 「従事期間」：証明を受ける者の上記事業所での居宅介護従業者としての雇用期間を記入すること。
- 8 「従事期間の日数」：従事期間中、従事した日数を計算し記入すること。
- 9 「上記期間のうち、介護業務に従事した日数」：従事期間のうち、居宅介護従業者として介護業務に従事した日数を記入すること。事務処理・職場研修等の居宅介護外の業

科目免除事由	
--------	--

※必要に応じて、資格証明書の写し及び実務経験証明書を添付すること。

様式第1-2号（第5条関係）（略）

【記入方法】

- 1 「氏名」：証明を受ける者の氏名を記入すること。
- 2 「住所」：証明を受ける者の住所を記入すること。
- 3 「電話番号」：証明を受ける者について記入すること。
- 4 「事業所名称」：証明を受ける者の勤務先事業所の名称を記入すること。
- 5 「事業者番号」：上記事業所の事業者番号を記入すること。
- 6 「雇用形態」：上記事業所との雇用形態を「常勤・非常勤・登録」のいずれかに○印をすること。
 - * 「常勤」とは…定期的に雇用され、かつ当該事業所において定められている常勤としての勤務時間数（週32時間以上）での雇用を指します。
 - 「非常勤」とは…定期的に雇用され、かつ当該事業所において定められている常勤としての勤務時間数未満での雇用を指します。
 - 「登録」とは…不定期に1日単位又は1時間単位等での雇用を指します。
 - * 同一事業所での雇用形態が途中で変更した場合（非常勤から常勤に雇用形態が変更した等）、雇用形態により複数枚に分けて証明書を作成すること。
- 7 「従事期間」：証明を受ける者の上記事業所での居宅介護従業者としての雇用期間を記入すること。
- 8 「従事期間の日数」：従事期間中、従事した日数を計算し記入すること。
- 9 「上記期間のうち、介護業務に従事した日数」：従事期間のうち、居宅介護従業者として介護業務に従事した日数を記入すること。事務処理・職場研修等の居宅介護外の業務

務に従事した日数は含みません。

様式第1-3号（要綱第5条関係）（略）

様式第2号（要綱第7条関係）

1. 1級課程、2級課程、3級課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程及び行動援護従業者養成研修課程の場合

(1) 修了証明書様式（縦書き、横書きを問わない。）（略）

(2) 修了証明書（携帯用）様式（縦書き、横書きを問わない。）（略）

（別記）

- ・ 1級課程
- ・ 2級課程
- ・ 3級課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程
- ・ 同行援護従業者養成研修一般課程
- ・ 同行援護従業者養成研修応用課程
- ・ 行動援護従業者養成研修課程

2. 視覚障害者移動支援従業者養成研修及び全身性障害者移動支援従業者養成研修課程の場合

(1) 修了証明書様式（縦書き、横書きを問わない。）（略）

(2) 修了証明書（携帯用）様式（縦書き、横書きを問わない。）（略）

3. 継続養成研修課程の場合（略）

に従事した日数は含みません。

様式第1-3号（要綱第5条関係）（略）

第2号様式（第7条関係）

1. 1級課程、2級課程、3級課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了、行動援護従事者養成研修課程の場合

(1) 修了証明書様式（縦書き、横書きを問わない。）（略）

(2) 修了証明書（携帯用）様式（縦書き、横書きを問わない。）（略）

（別記）

- ・ 1級課程
- ・ 2級課程
- ・ 3級課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程
- ・ 行動援護従業者養成研修

2. 視覚障害者移動支援従業者養成研修、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程の場合

(1) 修了証明書様式（縦書き、横書きを問わない。）（略）

(2) 修了証明書（携帯用）様式（縦書き、横書きを問わない。）（略）

3. 継続養成研修課程の場合（略）